

別表二十三の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第84条（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等（法附則第20条第1項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する退職年金業務等に該当するものとみなされるものを含まず。）を行う内国法人又は法第145条の11（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人が退職年金等積立金に係る確定申告（法第89条（退職年金等積立金に係る確定申告）（法第145条の13（申告及び納付）において準用する場合を含みます。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。2において同じです。）若しくは退職年金等積立金に係る中間申告（法第88条（退職年金等積立金に係る中間申告）（法第145条の13において準用する場合を含みます。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。2において同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合及び地方法人税法第6条第3号（基準法人税額）に掲げる法人が退職年金等積立金に係る確定申告（地方法人税法第19条第5項（確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。2において同じです。）若しくは退職年金等積立金に係る中間申告（地方法人税法第16条第6項（中間申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。2において同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。
- 3 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載します。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。